

平成25年度

第43回埼玉県景観審議会

平成26年2月18日（火）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 2時00分 開会

○（司会）沖本副課長 それでは、定刻になりましたので、第43回埼玉県景観審議会を開催させていただきます。

まず初めに、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の中山よりご挨拶申し上げます。

○中山課長 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また先週末の豪雪の影響がまだ残っているところではございますけれども、審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成25年度、第2回目ということで、議題にありますような専門家アドバイス、あるいはガイドラインにつきまして専門部会を開催させていただきまして、本日はその報告ということで案件として上げさせていただいております。

部会の開催につきましては、参加された委員の皆様には大変ご苦労さまでございました。引き続き、ご指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

この2つの報告につきましては、事務局のほうでご意見をいただいた内容を踏まえ、修正等を行い、改めて本日報告をさせていただくということでございます。それぞれの立場、視点からご意見を伺いたいと考えているところでございます。

今後とも、本県の景観・屋外広告物行政のご指導、ご支援につきまして、よろしくお願ひをしたいと思います。

簡単ではございますけれども、開会に先立ちまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○司会（沖本副課長） それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

事前にお送りいたしました資料をお持ちいただくようお願いしているところでございますが、それに加えまして本日お配りした資料がございます。事前の資料といたしましては、次第、名簿等々が並べられたものが1つ、それから配布資料一覧、資料1、専門家アドバイスについて、資料2、A4横の電光式屋外広告物設置ガイドラインの案、資料3といたしまして旧平沼寛一郎邸脇の電柱について、でございます。

また、本日お配りした資料といたしましては、右上に差替と記載しております出席者名簿と座席表でございます。それから、同じく右上に資料1追加と記載してございます、埼玉県公共事業景観形成指針でございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

本日は、委員13名のうち現時点で過半数になります9名の皆様にご出席いただいておりますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項によりまして、本日の審議会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、ここから先の議事の進行につきましては、審議会規則に基づきまして深堀会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○深堀議長 埼玉大の深堀です。本日はよろしくお願ひいたします。

まず、議事を始める前に、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名をいただく委員を指名します。今回は、堀内委員と松本委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

では、よろしくお願ひいたします。

続いて、審議に先立ちまして会議の公開についてご意見をお伺ひします。

本日は傍聴希望者はおりませんが、公開についての確認はする、ということでよろしいでしょうか。

埼玉県景観審議会規則第8条には、審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができるとなっております。本日の審議会を公開することについてご意見ございますか。

そうしましたら、公開ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○深堀議長 では、本日の審議会は公開といたします。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

議題の1番目、埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイスについて、まず初めに事務局のほうから事業概要について説明をお願いします。アドバイスは2件ございますので、1件ずつお願ひいたします。

○下主任 景観・屋外広告物担当の下と申します。よろしくお願ひいたします。

失礼ですが、座って説明させていただきたいと思います。

まず、資料1をご覧ください。

個々の案件の説明に入る前に、専門家アドバイスの制度について説明させていただきます。まず、この専門家アドバイスの規定ですけれども、埼玉県公共事業景観形成指針に定めら

れております。こちらについては、本日追加で配らせていただきました資料1追加、こちらに指針の全文が掲載されておりますので、後ほどご確認ください。

資料の1に抜粋を掲載しておりますので、そちらで説明させていただきます。

この専門家アドバイスですけれども、アドバイスを行う段階が2つございます。まず、1つ目の段階が基本設計段階、2つ目が施工段階。まず基本設計段階は、基本設計を行った公共事業のうち景観形成上特に重要なものについて、実施設計を行う前に審議会のアドバイスを受け、実施設計に反映させるということになっております。

次に、施工段階につきましては、基本設計段階で審議会のアドバイスを受けた公共事業は、今後の公共事業の取り組みに生かすために、施工後に審議会のアドバイスを受けるということになっております。

これらの専門家アドバイスの取り扱いですけれども、まず第1に、実施設計に反映させることを義務づけるものではございません。もちろん、全てのアドバイスを反映できるのがベストですが、予算の問題などさまざまな制約があるために、アドバイスをそのまま実施することは非常に困難でございます。そのため、事業課には可能な範囲で対応するようにお願いしております。

次に、専門家アドバイスを受けた事業を例として、担当職員が、景観上配慮すべき事項や工夫の仕方などに気づく機会を設けることを主眼としております。公共事業の担当職員の意識、知識の底上げを図ることによって、より景観に配慮した公共事業の実施が期待できます。

この専門家アドバイスにつきまして、今年度は基本設計段階で1件、施工段階で2件、案件を選定しておりますけれども、基本設計段階の循環器・呼吸器病センターにつきましては、設計業務の進捗状況の遅れのために、次回以降に報告させていただきます。

本日は、施工段階の2件についてご説明いたします。次のページをご覧ください。

施工段階のまず1件目は、県南部、さいたま市の県庁敷地内がございます県庁芝生広場、もう1件が県北部、加須市がございます加須はなさき公園でございます。それぞれ1月15日と1月21日に公共事業景観形成専門部会を開催いたしまして、現地確認及びアドバイス案の検討を行っていただきました。

では、次のページをご覧ください。

まず、県庁芝生広場についてご説明いたします。

芝生広場の位置ですけれども、南側の本庁舎、北側の第二庁舎に挟まれた敷地でございます。広さが6,400平米ほどございます。もともと、こちらに建っていた建物の跡地利用と

して計画されたものでございます。

次のページをご覧ください。

こちらが基本設計段階のアドバイスです。平成22年に基本設計段階のアドバイスを受けております。アドバイスの概要は、大きく分けて5つ、まず1つが構内道路について、2つ目がオープンカフェについて、3つ目が動線計画・造成計画について、4つ目が植栽について、5つ目がベンチについて。

右下の図をご覧ください。広場の構成ですけれども、真ん中に南北方向の中央通路を設けて、東側が木陰広場、樹木の多いエリアになっております。西側が芝生広場で広い芝生のある広場になっております。この西側の芝生広場の上にある建物との間の部分が構内道路、この左上の建物に設けられているのがオープンカフェのあるデッキのスペースとなっております。

では、次のページをご覧ください。

このアドバイスに対して、どのように対応したかを表で示したものでございます。

では、初めに説明いたします。

構内道路の車道らしく見せない工夫については、警察協議を行った結果、構内道路の整備は行わずに、現況のままとすることになりました。

次に、ボラードに対する工夫、こちらについてはアドバイスどおり歩道をマウントアップし、車道側のボラードは未設置といたしました。しかし、中央通路については管理のためにボラードを設置いたしました。

次に、オープンカフェのデッキ端部の処理を工夫するというアドバイスにつきましては、アドバイスどおりデッキは道路面より高く、手すりを木製にして固く仕切られないように配慮いたしました。デッキ端部の向きは、広場が視対象となるように配慮いたしました。

続きまして、動線計画・造成計画、の動線計画の必要性については、動線の芝生が傷むということでしたので、広場の中に園路を整備いたしました。

次の項目の築山につきましては、後ほど説明させていただきます。

では、右上に移りまして、通路と周辺との連続性について、こちらについては園路と連絡した広い中央通路を東西広場のみならず、第二庁舎との連続性やイベント広場としての利用も視野に入れて整備いたしました。このイベント広場は、県庁朝市を定期的に開催いたしまして、一般の県民の方にもお越しいただいております。

次に、渡り廊下から降りられるらせん階段につきましては、せっかくアドバイスをいただ

いたところですが、予算不足のために設置することができませんでした。

次に、芝生広場の造成の考え方、平らな芝生は濡れるため、余り使われないということで、平たんにならないように整備いたしました。また、芝生ゾーンと歩道を明確に分けないほうがよいというアドバイスもいただいておりましたが、こちらは養生のために現在は柵で区画しております。しかし、イベント時には開放しております、常時開放については現在検討中でございます。

次に、築山の形状について、より複雑にするようにアドバイスをいただいていたのですが、こちらについてはイベントでの利用要望がありまして築山は整備できませんでした。しかし、高低差を楽しめるように地形を複雑にして、均一な空間とならないように整備いたしました。

また、広場の隅の平地がデッドスペースにならないようにということでございましたので、視線をさえぎるものは設置しないようにいたしました。

続きまして、植栽の主な視点からの眺望に配慮を、というアドバイスについては、オープンカフェのデッキが視点場となるように配慮し、西側広場の中央に視対象となるシンボルツリーを配置いたしました。

次の、親しみある樹木の創造と保存につきましては、四季折々の花や葉が楽しめるような樹木を選定いたしました。

最後に、ベンチについて、数多くのベンチの設置、自己領域の形成というアドバイスをいただいております、これについては「人間をもてなす」ベンチを数多く設置いたしました。その中でも、園路沿いの18基につきましては、園路から一段入るよう配置いたしまして、自己領域を形成いたしました。

以上が県庁芝生広場の概要でございます。

○深堀議長 どうもありがとうございます。

引き続き、こちらのほうの公共事業の専門部会の部会長である堀内委員にアドバイス案の内容についてご報告をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○堀内委員 次のページになります。

全体の流れとして、もともとの基本設計を我々が改めて見たということと、前の基本設計に与えられたアドバイスがいかにかきかされたかという2つの視点、あとはそれに該当しない当日の評価も加えて簡単にご説明させていただきます。

1は、基本設計のアドバイスへの対応、ご説明のあったとおりですけれども、構内道路については現状のままということを確認しました。ポラードも、その結果必要なくなって設置

されていないと。そして、結局車道を変更しなかったために、オープンデッキカフェの端部の処理ということは必要なくなり、広場が視対象となって、結果的にとてもいい関係になったと思います。

そして、園路の整備、これが幾つかここに書いていないこともちょっとつけ加えさせていただきますと、園路の中を歩いて歩くという提案が以前のアドバイスであったわけですが、当日やはりその外周部の歩道の部分、やはり動線として実際使われているということを観察するにつけ、そちら側に開かれた空間の展開ということが当初の設計にあったと。それが結果的に実現されていないと。当初の委員会的时候には、それは実現されるものと多分思っていますね、その指摘はされていなかったと思うんですけども、それが全く実現されなかったために、かなりコンセプトが変わってしまっているということを部会では共通認識として持ちました。

5番でございますけれども、渡り廊下から降りられる螺旋階段を設置する、これは、状況は大変よく理解されましたし、その必要性も当日の観察からは確認はしませんでしたけれども、やむを得ないことだったと思います。ここには書いてありませんが、その結果というか、同じエリアが当初の設計よりも幅が広がって、そこがイベント広場的な使い方で市が立つとかということが設計変更によって実現しており、それは私も含めてかえってよかったのではないかという評価がありました。

6番、芝生広場の造成を工夫、これは議論がいろいろあったところでございますけれども、ここにも書いていない1つのことで、芝生にするかですね、あの植物の名前忘れちゃったけれども……

○（司会）沖本副課長 ヒメイワダレソウです。

○堀内委員 ヒメイワダレソウというのが全面的に植えられて、ちょっと季節が違くと雰囲気分からないのですが、大変緑が豊かな良好な景観が形成されていると聞きました。ただ、当初の芝生広場ということ、あとはその築山の使い方のイメージとは大分違ってきているということが確認されました。

築山に関しては、ほかに記載がない、2にありますね。すみません、1と2を一緒に見ていただいたほうがよかったかもしれませんが、とりあえず順序どおり進めさせていただきます。

7番は、先ほどデッキの視点場の話、これはその視点場と広場のシンボルツリーの確認しました。

8番、既存のトチノキを保存、それを確認しました。ベンチを多く配置する、これも確認しました。ベンチの種類が何種類かという、それがどういう理由かというあたりが明確でなかったんですけれども、その設置されているベンチがよく使われているような状況は確認、想像できました。

2番が実は当日のコメントのほうだと思いますが、ちょっと先ほど先走って説明してしまったので、一部重複することをご了承ください。

まずは、守衛ボックスが結構大事な園路入口の脇にございまして、当初の計画時にもそれが当然あったのですが、スペースがあったためにそんなに邪魔な感じがしなかったと思われませんが、非常に、守衛ボックスのあり方というのが果たしてこういう存在でいいのかということが議論されたということがあります。当初の基本設計案では、余りそれが目立つような形に位置づけられていなかったという違いが指摘されました。

この境界領域としての周回道路、まさにそれが先ほど申し上げたことをございまして、周回道路が結果的に車中心になってしまって、ただ実際歩行者はたくさんいますので、あとで車道のほうに領域の線を引いてですね、歩行者の明示はされてありましたけれども、当初の設計の意図とはかなりかけ離れていたということを指摘したわけをございます。その境界領域の周辺道路ということで、庁舎側のほうは今申し上げたこと、あとはそのデッキに面するところは柵がですね、これは状況として非常に立派な柵がありまして、それを撤去するということまでいかなかった事情があったと聞いております。

2番、周辺施設の見え方。築山があって、少し高さを稼ぐと、その後ろの駐輪場がデッキから見えないという関係になったはずだと、想像の話をございますけれども、現実それが非常に丸見えになっていまして、景観上望ましくなかった。したがって、築山でなくても、それを植栽なりで隠すという提案が出ました。

3番です。この辺は、ほぼ同じことを言っていますけれども、あとは塗装ですね、縁台の塗装が白っぽい色になっていまして、それはベンチと同じ茶系で統一したほうがよかったのではないかとございます。

広場について。もう一方の東側の広場ですね、よりスケールが小さく分割されて、そういった広い西側の広場と東側の広場のコントラストということが評価されました。高低差を設けて地形を複雑にしているのはよい。先ほど申し上げた中央通路の幅員を当初計画より広くしたのがよいと。そして、先ほどのことだと思いますけれども、県の樹種の選定はよいが、冬は落葉して寂しいため、常緑樹や花の植栽が望ましい。



最後に、広場の辺縁部の地形を、視線をさえぎらない程度に高くすると外からは広場内が視認でき、広場内は囲われ感のある空間を作ることができる。この辺は、それぞれ実際やってみないとわからないことで、今の段階でこういうことは検証できないこととございますけれども、委員のほうからはそういう提案が出てきたということをご報告いたします。

オープンデッキ、これは先ほど申し上げたとおりでございます。デッキ脇などを、広場外側の滞留空間として整備することが望ましい。広場と車道との関係がごく一般的な状況で滞留空間がないので、少しそういったスペースがあるだけでも、多分違っただろうということとございます。

以上、最初に申し上げたように、現状で大きく問題になっているということはないという認識を持っております。ただ、当初の提案、特に原設計の基本コンセプトに大きな変更があったということをご報告で見とれたという事実があって、その辺が本来ならばもうちょっと原設計の意図を踏んで実現していれば、今最後に提案として申し上げたようなことも実現していたのではないかという認識を多くの委員が持ったことと記憶しております。

以上、つけ加えたコメントも含めて、報告をさせていただきました。

○深堀議長 ありがとうございます。

ただいまの部会長のご報告について何か質問等はございますか。

はい、お願いします。

○菅原委員 少々確認としてお伺いしたいのですが、一番最後にご説明いただいた資料の下の真ん中にありますけれども、ベンチ等という写真の中で看板がちょっと写っているかと思いますが、全体としてはこちらに掲載されている写真を見る限りでは、広場、公園等によくある、何々をしてはいけませんという看板は少なそうだなという気がします。現地を確認されて、その点はいかがだったのでしょうか。また、そういった看板に対する判断基準、何らかの注意喚起をする必要があるのかといった、看板のあり方について、お考えなどをお聞かせいただければと思います。

○堀内委員 私からお答えしますと、当日いらしたほかの委員の方、もし観察していらしたらつけ加えていただきたいのですが、注意書きの看板は広場の性格からして、ここにはなかったと思います。つまり、ボール投げであるとかですね、ふだん入る領域というのが随分限られているので、そういった意味では景観阻害要因にはなっていなかったと言えると思います。

○深堀議長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。

はい、どうぞ。

○柴原委員 建物が幾つか周りにぐるりとあるんですけれども、本庁舎ですとか、そういった建物の外壁の色などは問題になりましたか。

○堀内委員 今回の専門部会の検討対象は広場の設計であると思うので、議論はされませんでした。そういったことに類することとして、例えば発電機室でしたっけ、そういったのが敷地内にあってですね、それがかなり白くて目立つので、できればその辺は何とかしたほうがいいという意見はありましたけれども、アドバイス案には記載されておられません。

以上です。

○深堀議長 ほかにはいかがですか。

はい、どうぞ。

○沼野委員 再度で恐縮ですけれども、先ほど私ちょっと時間があつたので、この園路を歩いてみたんですね。そうしたら、あいにくこの雪なものですから、芝生の中に随分まだ雪が残っている状態なんですね。それで、私の1つの考えは、園路の迂回路のようなものがつくれるかどうかという質問です。理由は、先ほど歩いたら出口のほうに雪が残ってしまして、もと来たところをそっくり戻らないと出られないということがございました。従いまして、迂回路のようなものがあつたほうがいいのではないかなというのが1つと。

それから、現在は柵で区画されているということですが、柵を外した場合に恐らく一般の人は最寄りの通路から一番最短のところを歩いて園路の中に入って行って芝生が傷むのではないかと、実はこんなことを考えまして園路の増設が可能かどうかお尋ねします。

○堀内委員 今おっしゃったのは東側の広場のことだと思うんですけれども、おっしゃるとおりちょっと今日は私見ていませんけれども、特殊な状況かと思います。あとは、広場を通らないで敷地周辺を車道のほうを通るといふ、迂回といふか、それは随時利用者が選択できるので、降雪による閉鎖までは具体的に反映する必要はないのではないかと私としては考えます。

ただ、もう一つの道路側を開放した場合になるかということですね、それは先ほど想像の域を出ないと申し上げたのは、当初の案が実はそういう案だったんですね。それが、その1枚前でございますけれども、そのデッキ等、非常に幅広く、広場の延長のように歩行者優先道路的な扱いに当初なつていたと。それが実現しないまま、柵を開放してしまうと、今沼野委員のおっしゃったような問題が確かに発生すると思われまふ。だから、柵をただ取ればいいということではなくて、こういう提案がかつてあつてですね、それと現在が余りにも違うのではないかとということで私ども委員も戸惑つたというのが正直なところだということで

す。

基本コンセプトが変更されており、ディテールではなしに、まずこういう大きなことが変わったということ自体、恐らく県で十分な議論された結果、こうなったというふうに理解していますので、現状は現状なりに、じゃ何が改善できるかという線でご提案をした次第でございます。

○深堀議長 ちょっと私のほうから補足してよろしいでしょうか。

今の園路の問題につきましては、この広場の規模と園路と周辺の芝地と直線のバランスを考えるとということが、まず第1あると思います。実際には、先ほど部会長の説明でもありましたとおり、公園内外周の部分に本来人が多く通る動線があるので、そこに空間を確保するということがあれば、そういう意味で園路と外周の部分の通路でバランスがとれたのかもしれません。

それから、外周の柵については、これは柵だけ取ればというのは、もちろん公園をオープンにするという目的があるわけですがけれども、恐らくその外周部分に少し盛り上がった、立体的に処理した部分であるとか、植栽ということをあわせて検討することが当然必要になってくると、柵だけ外すということではなくて、もう少し内部の関係をあわせて考えるデザインというのが当然必要になってくると思います。

ほかによろしいでしょうか、何かございますか。

そうしましたら、ちょっと時間的にもう1件ございますので、こちらのほうにつきましてはご意見ありましたけれども、案内板の表示等も含めて、この資料に追加するような必要性はないのではないかなというふうに思いますので、修正の必要なしということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○深堀議長 はい、どうもありがとうございます。

そうしましたら、引き続き第2番目の専門家アドバイスにつきまして、まず事業概要の説明をお願いできますでしょうか。

○下主任 それでは、資料の7ページをご覧ください。

加須はなさき公園についてご説明いたします。

加須はなさき公園は、最寄りの駅が花崎駅でして、広大な敷地の公園となっております。

次のページをご覧ください。

こちらが基本設計段階のアドバイスでございます。加須はなさき公園については、平成21

年度に設計段階のアドバイスを受けております。アドバイスの内容は、大きく3点ございます。

まず1点目が、花咲徳栄高校の校舎や水管橋を借景とすべきである。2点目がB池南側に築山等を造成して良好な視点場を形成すべきである。3点目がA池及びB池は現状、ウエットでの利用とすべきである。

右上の公園の図面をご覧ください。今回の整備範囲は、公園全域ではなくて、左側からA-1池、A-2池、B池、C池、ここまでが整備対象でございます。それより右側については、現在既にプールなど、公園として利用されております。B池の北側に花咲徳栄高校があり、B池の南側に築山を造成する計画でした。

では、続きまして次のページをご覧ください。

アドバイスへの対応状況について説明いたします。

まず1点目、花咲徳栄高校の校舎や水管橋を借景とするというアドバイスにつきましては、アドバイスどおり校舎の景観を阻害しないように配慮して植栽等を計画しました。また、公園外周に園路を整備し、視対象である花咲徳栄高校の校舎や水管橋を望む良好な視点場を創出いたしました。

2点目、B池南側に築山等を造成して良好な視点場を形成するとよいというアドバイスにつきましては、B池は市の要望によりまして多目的グラウンドとして整備をいたしましたので、築山についてはB池ではなくてC池に造成いたしました。④から⑥の築山は、このC池に設置されたものの写真でございます。この築山は、良好な視対象であるとともに、良好な視点場ともなっております。

3点目、A池及びB池は現状のままウエットで利用するというアドバイスにつきましては、A池については7から9までの写真のように、現状の、ウエットのまま公園施設として位置づけました。しかし、B池につきましては先ほどもご説明しましたように、市の要望によって多目的グラウンドとして整備しました。ですが、出水時には調節池として機能する役割を担っております。

加須はなさき公園の内容については以上でございます。

○深堀議長 それでは、部会長の堀内先生よりアドバイス案についてご説明をお願いいたします。

○堀内委員 当初のアドバイスへの対応の確認ということで、10ページですね、基本設計段階のアドバイスへの対応、高校校舎及び水道橋を借景とすると。大変オープンな環境の中で、

やはり指摘されたとおり、そういった要素が借景として有効であるということを確認しました。景観阻害要因もなく、それが活かされているということを確認しました。このアドバイスについては、活かされたと思います。

アドバイス2につきましては、B池南側に築山等を造成するなど工夫すると。これは説明にあったとおり、実現しませんでした。これは利用目的として多目的グラウンド、それも目いっぱい整地したタイプのもので、それをやはり余計な要素が出ると使い勝手が随分変わったということが予想されるので、これはやむを得ない状況であったと判断いたします。

そして、ここで大変おもしろいというかですね、よい展開を私としては感じたのですが、B池に提案されていた築山、つまりそれは専門家アドバイスだったので、この8ページにただ丸が書いてあるくらいでして、まだ誰も見ることもなかった、議題すらなかったものですが、それを事業者、担当部署が大変大事にしたようで、道路の反対側のC池に築山ができていました。その写真が9ページの真ん中、4番、5番にありますけれども、ちょっとこれだと大きさが分かりませんが、距離を置いて見ているからすごく小さく見えますが、子供が駆け上がって上に行くと、そこが視点場になって、いろんな方向が見えると。ただ、余り深く検討されたようではなくて、もうちょっと位置がずれたらよかったのという指摘がありました。ただ、ここのC池に築山を作ったという、以前の専門家アドバイスにもなかったことを、担当部署が専門家アドバイスを尊重して全く独自の形で展開したと。それを私も検証をするという運びになったわけでございますけれども、大変これはおもしろい展開で、結果的に大変よかったと、悪い評価はなかったと思います。非常にこれは有効に活用されているし、一方の運動公園的なものに対して、こちらは子供が家族連れで見守られる中で遊ぶというような風景が目には浮かぶような、そういう芝生広場で大変居心地のよいスケールで、まっ平らであるよりも築山がここにあってよかったと。まさに、県庁の広場で想定されていた築山はもうちょっと低かったですけれども、築山というものがたまたま両方にキーワードとしてあってですね、ここで確認することができて、ここは成功しているという判断をいたしました。

資料の10ページに戻りますと、築山はC池に造成したということで、それは大変評価されたということでございます。

もう完成した事業の評価に実は移っておりまして、2番、今の話がここに書かれております。そして、細かいことでございますけれども、岩松委員の指摘で色彩の評価がありまして、その柵が、この写真では見とることできませんけれども、大変いい色彩の、標準色でない、

いい色彩を選定されており、公園や芝生とよく調和しているという指摘もありました。そのようなことで、C池の評価でございます。

関連して、3のほうを先にお話させていただきますけれども、深堀委員からその築山に対するアドバイスとして事例が提示されまして、古河総合公園の築山の事例とか、あとは岡山後樂園とか、その築山の上が視点場として非常に快適であるという可能性が示唆されまして、今回それほど大きくなかったので、ここまで展開していませんけれども、今後のアドバイスとして、このくらいの大規模な公園でしたら、このような展開があってもいいのではないかなということがありましたので、アドバイス案に残させていただきました。

戻りまして、②の2ですね、A池でございます。A池の水辺の眺望、これは水の出入りがある、かなり浸水することが多いということで、当初案の図面をよく見ると8ページにあります、A池には人が入れるような園路が計画されていましたが、そういう形にはせずに、いわば保全ゾーンとして上から見るだけと、浸水の頻度が多いということと、水辺の生態系の維持の上では大変好ましいのではないかなということで、ウエットのままにできたことは評価できるということでございます。

そして、行って分かったことですが、A池とB池の間に越流堤という、堤防の真ん中が切れたようなものがありまして、それが一体どういう役割があって、どういうふうに使われているのか、当日はちょっと見とれませんでした、その辺がもうひと工夫できたのではないかなという指摘が各委員からありました。人が入れないような造作になっているんですよ、ワイヤーで石が押さえてあって、だから遊ぶんだったら遊ぶなりに、もうちょっと景観、安全性に配慮する必要があるのでは、という提案がありました。その他、今後の展開を期待したいという提案が幾つか、ここには記載されておられませんけれども、例えばA池の保全ゾーンを観察する視点場、その場合にはよく野鳥公園などにあるような、小屋の中に入って、そこからのぞくというような視点場が例えば堤防の上にあってもいいのではないかなという提案もありました。A池に関してはそのようなこと、B池との越流堤ですね、ちょっと写真がないと理解しづらいかと思えますけれども、そのような指摘がありました。今の水辺の小屋の話は、右の今後に向けたアドバイスに記載されております。(2) 観察小屋や水辺のデッキ等を設置して視点場にするとアイストップにもなるということでございます。

アドバイス案には入っていませんけれども、この辺がハードと利用者との関係性が問われる部分で、作っても使われないということもしばしばあるわけで、委員から提案のあったこととして、例えばそういった施設が作られたのを受け、住民、市民のグループがそこを活動

拠点にするとか、そういう展開があるといいかなという話もありました。ただ、この事業とは大分性格の違うことなので、アドバイスには含まれておりません。この環境教育の機会ということですね、高校という話もありましたね、その高校もここをもっとそういうふうにする拠点にできるのではないかなと。つまり、そういう視点場なり、観察小屋を整備したら、誰がそれを使うかというところも、できれば県の担当に、ハードだけでなく、地元なり高校なりと対話をする余裕があるといいなという意見があったということを報告いたします。

以上です。

○深堀議長 はい、ありがとうございます。

ただいまの部会長の説明につきまして、ご質問等あればお願いします。

当日の部会のメンバーは、岩松先生、何か補足等はございますか。

○岩松委員 そうですね、現場そのものはとても良かったと思いますし、今後、土木構造物のこういう施設があることを周辺の方々にもっと分かってもらいたいというところは、みんな思っていたことだと思います。

○深堀議長 非常に広大な空間が整備されているということで、要所となるような河川あるいは土木構造物というのは、やっぱり視対象として見せるような整備、つまりそこにアプローチできて、それを見る場所として快適な場所が整備できるということが重要であるというような議論があったと思います。

ほかにはいかがですか。

はい、お願いします。

○沼野委員 これは賛成意見ですけれども、10ページに今後に向けたアドバイスというのがございます。この中の2に水辺についてという項目がございます。この2項目でしょうか、A池には景観についても将来的な整備ビジョンを持ったほうが良いという提案をいただいていますけれども、これはぜひ賛成でして、ぜひ将来的なビジョンを持って整備をお願いしたいなというのが希望でございます。

釣りをされる方やバードウォッチングをされる方などが中に入ってしまうと、今せっかくきれいな自然景観が残っている状態が保全されない可能性が出てしまうので、早目にこういう将来ビジョンを持った上でデッキを作るなり、しかも目立たないような柵を作るとか、こういったことは必要なことじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

○堀内委員 ちょっと今の沼野委員の指摘に関して、ちょっとよろしいですか。

若干脱線しますけれども、今の話も含めてですね、やはり事業者としての県というのは作った後、通常の管理レベルで対応すると思うんですけれども、こういった景観という話をする機会というのはなかなかないと思います。せっかくこういう有効な議論がされたのが、ここで消えてしまうというのは大変もったいないということを実は私は申し上げて、それが本来利用者に近い自治体さんなり、近くの近隣なりの、そういうところにうまく引き継がれて、そこで育ったものがまた県に戻ってきて、次の事業に反映するというステップが循環していくといいのではないかなというふうに個人的には考えております。だから、どうしても事業というのは間があくわけですが、また次の整備はいずれあると思うんですよ。そのときに反映するために、記録に残すことは大変大事だと思うし、その間、塩漬けにしておくのではなく、今出せる情報はできるだけ関係部署、自治体と共有していただければいいかという意見を一応お伝えしてあります。よろしいでしょうか。

○深堀議長 ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

少し、アドバイス案にない点について、私のほうから。この公園の中では、道路が横断している部分がありまして、それでC池の部分とB池の間の部分については、もう少し高齢者に配慮したような、要するに横断安全確保といったことが若干、現地を見る中で指摘があったと思います。これは、後ほど道路が整備されるという予定があるということでしたので、そこで対応されるということから、今回のアドバイス案には特段指摘はないんだと思いますけれども、ユニバーサルデザインの観点から、あるいは交通安全の観点から、こういった景観整備をあわせて考えるということも非常に重要なポイントだと思いますので、その辺もご配慮いただけるといいのではないかなというふうに思っております。

ほかにはいかがですか。

○堀内委員 今、会長からご指摘もあった点について、このアドバイス案のちょっと付記みたいな形で、ここまで議論されたことを何らかの形で記録していただけないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○深堀議長 今この場で出た発言について、少し修正に反映させてほしいというご要望でしょうか。

それは、当然ここで議論したこと、審議会として修正して公表するということが同意されれば、それでいいかと思えますけれども、今の点につきまして事務局のほうからいかがですか。



○（司会）沖本副課長 ただいまいただきましたご意見につきましては、公園の中の景観という意味合いでは、ちょっと違うなというところがございますので、こちらには記載してございません。

しかし、大変貴重なご意見でございますので、このお話つきましては地元市にもしっかりと返したいということでおりますので、この施工段階アドバイスということではなく扱わせていただきたいという考え方でありますが、それでいかがでございましょうか。

○深堀議長 今の点につきましては、ちょっと気になる点が1つあるんですけども、今公園の内部のことではないというご発言の部分はですね、本来の公共事業の景観形成指針では安全・安心な視点場としての空間というのが明記されていて、場合によっては国と市町村と、そういったことについて関係性が発生する場合もあるんじゃないでしょうか、その点いかがですか。

○青木主査 すみません、本当は専門部会の場でお話いただければよかったと思います。確かに横断歩道があったほうが道路を人が渡りやすいと思いますが、これは景観上の専門家アドバイスですので、ここに横断歩道があったら景観上いい、と言える必要があると考えています。ここで、横断歩道があると景観上いいのか、という点が非常に悩ましいと事務局では考えています。なので、例えば公園を使いやすい眺めにすると、人を歓迎するという感じが出るから景観上いい、という話をしようと思うと、横断歩道ではなくて、例えば木製の横断歩道橋を作ることが考えられますが、それはなかなか実現できないと思います。以上のようなことから、横断歩道があったほうがいいというのは確かにそうでしょうが、それを景観上良い、ということにつなげるのは難しい、と考えます。

○深堀議長 よろしいでしょうか、どうぞ。

○堀内委員 部会で話があったほうがという、おっしゃるとおりで、あの日はちょっと時間がなかったという、言い訳になりますが、残念な状況があったと思うんですけども、今のご指摘についてですね、最初、せっかくこういう場があって、こういう話が出たのはもったいないというニュアンスのことを申し上げたんですけどもね、本来もう副課長がおっしゃったように県の事業に対するアドバイスということはもう済んでおりまして、それからはみ出した話です。だから、そちらでどう位置づけるかということで今苦慮されている様子が伝わってきたんですけども、そうじゃなくて、ほかの部署と共有しよう。全部、この景観セクションで引き受ける必要は全然ないんです。だから、そういったときに、景観というのは非常に横断的なテーマでございまして、ちょっと話が長くなるので簡単にポイントだけ申し

上げると、やはり景観ということは総合的な、特に委員の方々がいろんな背景を持っていて、非常にそういう分野にこだわらない視点から指摘をいただいたと。ここに書いてある、今日話した以外の話もいろいろあったんですね。それが当日の雰囲気として、そういう話があって、さかのぼると現地視察をするかどうかというときも、もう形式的に行かないでやろうという話もあったんだけど、行って大変よかったと思うんですね、行かないと今の話は出ない。だから、行くということで非常に包括的な見方もできて、結果的にそういうご指摘があったと、だからこれを、本来のご担当以外の話をね、どういうふうに今後位置づけていくか、どういうふうに運ぶか、副課長がおっしゃったように、もう本来の議事の流れからはみ出た部分は、その担当者の裁量で動ける範囲で動くという大変力強いお話も今聞かれたわけでございますけれども、その辺は我々が決めることではなくて、ご検討いただきたいということで、今日ここで決まることではないということで、ただそのはみ出した部分をここで消えてしまうのは余りにもったいないと、それを残す方法がないでしょうかと今ちょっと伺っただけでございます。

○深堀議長 副会長から今、そういう議事に関しては記録をきちんと残すことというご趣旨のご発言で、そういったことがあったと思います。今回のこのポイントにつきましては、特に私としてはですね、横断歩道橋がどうのこうのということではなくて、恐らく一般論として安全な視点場を作るときに、安全・安心ということが指針の中で言われているということを踏まえて、それからユニバーサルデザインに配慮することということが基本的事項に書かれているので、今後道路整備等ですね、交通安全対策が、つまり横断ということに限らず、広い意味での交通安全対策が考慮されるならば、そこに景観的な配慮を盛り込むというようなことが最低限必要になるのではないかとというふうに思ったという次第でございます。

○青木主査 それでは、こちらの専門家アドバイスには先ほどのお話は入れませんが、審議会の議事録には今のお話は載りますので、それは残します。我々のほうも道路管理者と公園管理者、これは埼玉県ですが、それに地元の加須市に、そういった旨のお話をしていきますので、それでご了承願えればと思います。

○深堀議長 先ほど、そういった協議については検討するというふうに事務局のほうからご発言ありましたので、そこはぜひよろしく願いいたします。

ちょっと議論が延びてしまいましたけれども、ほかにいかがですか。

はい、お願いします。

○柴原委員 質問ですけれども、7ページの地図を見ますと、この公園の真南のところに点、

点、点、点という線があって、これが道路を計画中ということでしょうか。それから、公園の中を南北に突っ切るような形で、やはり点、点、点で道路があるんですけども、これはまだできていないということですか。それとも、これからできる道路。

○青木主査 こちらの道路は、それぞれこれから整備をするところです。

○柴原委員 ありがとうございます。

○深堀議長 ちょっと1点だけ、時間押していて大変申しわけないのですが、2件のアドバイス案ということだけでなく、この専門家アドバイスについて1点だけ私のほうから申し上げたいことがあるんですけども、今回施工段階について2件ということで、実際にはもう済んでいるところでアドバイスをするという状況になっているわけです。そこで、いろいろとアドバイスを加えたこと、基本的には当初のアドバイス案に対する、ちゃんとできたかどうかというチェックがちゃんと今回できていたと思います。その上で、さらにアドバイス案の中では、若干ほかの事例も引きながら、こういう可能性もあったのではないかというようなアドバイス、当初のアドバイスをちょっと超えたような評価が加わったわけですけども、この辺については公共事業景観形成指針の中で今後の整備に生かすとされていること、ここをやっぱり重視すべきではないかということがあると思うんです。そのアドバイスについては、ウェブサイトで公開をされるということになってはいますが、果たしてそれで十分であろうかということで、これは堀内部会長の意見でもございますが、そういったものがほかの部署、あるいはほかの団体に伝わるかどうかということで、もう少し考えを出すといいいのかなと思っています。

1つは攻略本というものがありますが、これはこういった事例について少しアドバイスされた内容、これが全国的にすぐれたものかどうかということは別に置いてですね、せっかくこの専門部会の中でアドバイスがあったことについては、県内の事例としてもお手本になるものという意味で、攻略本の中にアップグレードしてぜひ盛り込んでいただきたいということを考えております。これは差し替えではなくても結構で、やはり電子媒体でもいいので、こういったものが追加されていくことというのが重要ではないかと思います。

それから、もう1点だけ、県には景観資源データベースというのがあります。その中で、やはりこれはお手本という位置づけで実施した事業ですので、そういった中にこの事例を位置づけることはできないのかと。さらに言うならば、試行的にウェブで出てはいますが、風景づくり事例集というのが4件今出ていますが、まさにこれは風景づくりの事例について評価を公表していくという、そういう趣旨だと思います。ということは、この公共事業の専

専門家アドバイス案というのは、まさにこういった事例あるいはデータベースとリンクさせることに一番意味がある内容ではないかなと思いますので、その点はぜひご検討をいただきたいというふうに思っております。

ちょっと長々と大変申しわけございませんが、最後にちょっとよろしいでしょうか。

2件目のほうのアドバイス案については、幾つか修正、意見が出たということで、堀内部会長から、これについては反映をさせてほしいというご要請がありましたので、ここについてはどういたしましょうか。修正があった場合にはですね、部会長と私に一任していただくか、それかもしくは内容が非常に多岐にわたり難しいので、次回の審議会で確認とするか、この2件どうするかということをご判断いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今日の2件目のほうの議論につきまして、部会長と私に一任ということでよろしいかどうか。部会長はいかがですか。

○堀内委員 次回はいつ。

○青木主査 次回は夏……

○深堀議長 次回は夏に実施ということで。

○堀内委員 年度が変わるわけですね。じゃ、余り時間置かないほうがいいかもしれませんね。

○深堀議長 それでは、いかがですか。部会長と私じゃ信頼できないということであれば、来年度に回すということになります。内容をお任せいただいて修正したものを年度内に公表ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堀内委員 ちょっと補足しますとね、2人ともこの分野は割合よく知っているの、このボールは誰に投げるかということもわかっているの、投げちゃいけないボールは県に投げませんから。要するに、振り上げて、どこに投げていいかわからないボールが今あるので、それはそういう書き方をどうするかということがちょっと今まだ見えていないということで、ただそれをいきなり県から自治体へ投げるというのも、これもそういうルートがないのでね、ちょっとその辺を考えさせてくださいということです。

○深堀議長 以上でよろしいでしょうか。

そうしましたら、ちょっと時間が押しております。次の議題のほうに移りたいと思います。

電光表示式屋外広告物設置ガイドラインについて、最初に事務局から概要の説明をお願いいたします。

○榎本主査 田園都市づくり課景観屋外広告物担当の榎本と申します。よろしくお願ひいたします。

議題2、電光式屋外広告物設置ガイドライン案について、これまでの経緯を踏まえてご説明をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

お手元の資料2をご覧いただきたいと思ひます。

電光式屋外広告物設置ガイドライン案につきましては、本年度第1回の本審議会に報告をさせていただきました。その際に、委員の皆様からさまざまなご意見を頂戴したところですが、その中で主なものとしたしましては輝度等ですね、抑制すべき光源の色として、内容として赤色が強調され過ぎているのではないかということなど、ガイドラインの記述内容に関するもののほか、夜間景観の目指すべき方向を示すべきという課題や、照明のある広告物の面積自体を規制すること、さらに、輝度計による実測値と光害との関係性を実証することが必要ではないかというような今後の課題についてもご意見をいただいたところでございます。

事務局といたしましては、委員の皆様のご専門的な見地から、さらなるご指導、ご助言をいただく必要があるということで、1月15日に屋外広告物専門部会を開催させていただきました。専門部会には、深堀委員長を部会長に、堀内委員、岩松委員、柴田委員で構成をさせていただきました。各委員には、お忙しいところをご協力いただきましたことに、改めて御礼を申し上げたいと思ひます。

本日、資料2として提出させていただきましたガイドライン案は、この専門部会でいただいたご指導、ご助言の結果を反映させたものということで提出をさせていただいております。

9月の審議会に提出した資料から、修正した内容について3点ほど、その概要をご説明させていただきます。

まず、1つ目ですが、資料2の1ページ目、1枚目の右側の1、ガイドラインの目的という項目が設けられてありますが、改正前、9月の審議会に提出させていただいた案では、ここに「はじめに」という項目を立てまして、別にガイドラインの目的という項目を設けておりましたが、生活環境への影響や交通信号機の視認性の阻害など光害の抑止がガイドラインの目的である、ということが曖昧になってしまっていたことから、項目を整理しまして、分かりやすくガイドラインの目的ということで統一をさせていただきました。

次に、ガイドライン案の中で使用している写真の一部の入れ替えをさせていただきました。入れ替えた写真につきましては、まず資料1枚目の左側、表紙の左下の4枚あるうちの左下

の1枚、これが埼玉県内の景観協定地区の住宅地の写真に差し替えをさせていただいております。

それから、同じく1枚目、右側の1ページ、下の2枚の写真、これについても入れ替えをさせていただいております。この入れ替えの理由ですが、望ましい広告照明や夜間景観に配慮された街並みの写真を掲載することによって、ガイドラインを見た方に、夜間景観のあり方を感じていただければということで、写真の入れ替えをさせていただきました。

それから、3つ目ですが、3ページ目、資料でいうと2枚目になります。2枚目の右側の3ページの項目の1番ですが、輝度、照度、それから光源の種類についての記載の中の四角の1番目、ここが改定の前には赤色の光源に特定をしたような表記になっていましたけれども、これを光源の色彩にかかわらず、輝度を抑制することを求めるというような表記に改めさせていただきました。

以上が主な修正点でございますけれども、専門部会の検討の中で5ページ目、資料でいうと3枚目、右側の5ページ、下に掲載している数値目標の表、これは国際照明委員会が策定して環境省が光害ガイドラインにも採用しているものでございますけれども、実は数千カンデラの輝度を出すLEDが現在普及した状況において、実態にそぐわない厳しい数値目標になっているということもありますので、今ガイドラインに掲載するかどうかご検討をお願いいたしました。結果としては、LED化されていない信号機がまだ多く残っていることや、そもそも光害が生じない輝度とはどの程度であるかということを考慮して、目標数値として示す必要があるのではないかとご判断をいただきまして、今回はこのまま数値目標として掲載をさせていただいております。

以上が概要の説明ということにさせていただきたいと思っております。

○深堀議長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、このガイドラインにつきましては今大分、どういうふうに修正したか、それから部会での議論についてもご紹介いただいておりますが、一応部会長の私から検討の経緯についてご説明するようと言われておりますので、補足という形で幾つか議論のあったことについてご紹介したいと思います。

まず第1は、このガイドラインの趣旨ということに関して言えば、ガイドラインという形式ですと、広い県全域についてこういう最近問題となっている輝度の高い照明、照明付きの屋外広告物について、基本原則を示すということで、その基本原則を示しつつ、チェックリスト形式で分かりやすく伝えると。単なるチェックリストだけではなくて、これを見ていた

だくと分かる通り、四角の部分がチェックすべき部分となっていて、その後手のマークがついていて、どうしてその光ではだめなのかという、どういう問題があって、なぜだめなのかということの分かりやすく提示するということになっているわけです。これは、まずはガイドラインで現状こういう光の環境の問題がこういうふうに起きていて、なぜいけないのかということの広く理解していただくということが、まずこのガイドラインの大きな目的であるというようなことが大前提としてあると。

そして、ガイドラインの目的のところにつきましても、幾つか議論がございました。特に、こういった明るい光については道路において信号機の視認性を阻害するという、特にやはり障害と言われる光、今回のガイドラインの中で障害光というものの定義をちゃんと載せましょうという議論もあったんですけども、まずはまずい光についてははっきりとなぜいけないのかということを示す目的であろうという意見もある一方で、岩松委員からは、まず地域ごとに、景観審議会という立場からすれば、どんな望ましい夜間景観というのが地域ごとに整備されるべきだというビジョンをきちんと明記すべきという、そういうご発言もあったわけです。

この部分につきましては、冒頭の目的のところ、地域景観という、そういう記述があるんですけども、具体的にはその場所でどういう光環境が望ましいかということに関しては、まだ課題を残しているのかなというふうに思っております。特に、障害となる光ということが主に内容のメインの事項となっていると思われま。

それから、もう一つの論点としましては、特に数値基準、先ほどもご紹介がありましたとおり、光環境を規制するときに何も目安がないのでは分からないということで、環境省が出している光害対策ガイドライン、これは国際の基準をベースにしたものが数値基準としてあるわけですけども、これを載せるかどうかというのが議論になりました。柴田委員からは、現状の最新のLEDの技術を考えると、非常に厳しい基準であるというご発言があったんですが、同時に、柴田委員、それから堀内委員からは、こういった具体的な基準数値を出すことによって、特に柴田委員は実際にLEDの光源をどう配置するか、設置するか、配光を考えるかで、十分対応できる事例があるという心強いご発言がありまして、そういったものを踏まえて考えると数値基準を出して、それをなるべく守ってもらうようにしていただくということが照明の設置の技術というものを進歩させることにもつながるとい、そういうご発言がございました。

ということも踏まえてですね、それから先ほどご説明がありましたLED化されていない

信号が実際には数値としては1,000カンデラ／平米を切るものが存在しているということを考えますと、ご覧いただいている表の中で1,000とか800とか400という数値基準がありますが、これは確かに基準としては古いものでして、最新のLEDの光源を必ずしも十分考慮した基準になっていないというご発言もあったわけですが、先ほどの古いタイプの信号灯を考えると、この数値はいまだに十分有効なデータを出しているだろうというようなことを含めて、最終的にこの数値というものが残りまして、チェックとして最後に、はっきりと照明環境の形成のために参考とすべき数値目標に従い、輝度を制限することというチェック項目が入ったということでございます。

ということで、以上のような議論を踏まえて、このガイドラインが提案されたということになります。私からは補足は以上でございますが、早速内容につきましてご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ。

○沼野委員 質問でございます。ガイドラインは非常によくできていて、これが実施できたらいいなというふうに思いますが、これは実際実行されないと意味がないわけですね。それで、このガイドラインにそぐわないような事例が出たときに、どういう対応するのでしょうか。

○深堀議長 事務局のお考えをお願いします。

○榎本主査 このガイドライン案は、実際には事業者の方とか、広告主の方にお配りをして、自主的に抑制をしていただくということが主な使い方になるかと思いますが、行政側としてはですね、例えば苦情、まぶしいとか信号が見にくいとかという苦情があった際に、このガイドラインに基づいて行政指導を行う、そういう使い方になるのかなと思っています。

ただ、今後例えば実際に苦情があったときに、その苦情のもとになった、原因となった広告物の輝度などを、輝度計等を用いて測定し、ある程度、どのくらいの輝度になると信号機が見にくいとか生活環境に影響があるとかですね、そういった資料がある程度積み重なっていけば、それを将来的には許可基準に盛り込んでいくということも検討しております。

○深堀議長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○沼野委員 基本的には、申請方式をとるんですか。例えば、こういうものを設置したいという申請書類が出て、それを審査する。それとも、近隣の方から苦情が出たときに初めて対応するのか、その辺をお伺ひしたいです。

○榎本主査 現在の屋外広告物の制度を簡単に申し上げますと、屋外広告物を設置しようとする場合には、原則として許可を取る必要があります。ただし、いわゆる自家広告物と言われ



ているもの、自己の事業所や商店に設置する広告物については、一定の大きさまで許可の手続不要ということになっています。ですから、現在の許可基準には、この明るさ、まぶしさに関する基準がございまして、表示面積の大きさであるとか、広告物の高さであるとか、そういった基準に基づいて審査をして許可をしているということです。

全国的に見ても、屋外広告物の照明に関する規制というのがほとんど存在しておりませんので、今後、埼玉県で具体的にこれが問題になってくれば、基準に盛り込んで法的な拘束力を持たせるということになるかと思いますが、現段階では客観的にどの程度の明るさが規制すべき明るさなのか、まぶしさなのかということについてのデータもありませんし、学術的に研究された資料もなかなかないということで、今の段階はあくまでも自主規制ということをお願いをしていきたいというふうに思っております。

○深堀議長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問いかがですか。

○松本委員 ガイドラインの本質からちょっと外れるかもしれませんが、1ページ目の冒頭、目的のところ平成7年に実施した県政モニターアンケートというのが書かれていますが、果たしてこの20年前に実施したアンケートの結果を、冒頭の1ページ目に持ってくる意味合いがあるのかなど。20年前と今では、LEDも含めてかなり環境が変わってきているので、この辺何かほかの文章なり文言に変えたほうがいいのではないかと感じました。

○深堀議長 確かに、非常に古い情報ではございますが、これにかわるような根拠となる情報というのがなかなかどうなんでしょうか、いかがですか。

○榎本主査 データとしては、この平成7年の県政モニターアンケート以降、埼玉県でまとまった形ではデータはありませんで、これを新しいものに、こういう形で置きかえることはちょっと難しいかなと思います。

ただ、例えば東京都が同じような都民の意識調査とかをやっておりまして、内容としては同じような傾向が最近のものでも出てきていますので、ちょっと古いのですが、一応このまま採用させていただいたということです。

○深堀議長 どうぞ、今の問題ということで。

○伊藤委員 すみません、本当に基本的なことで申しわけないのですが、この平成7年に実施した県政モニターアンケートというと、何についての県政モニターアンケートなんですか。

○榎本主査 これはですね、テーマとしては景観ということがテーマになったものです。その中で、質問項目としてまちの景観をどう感じますか、県民の皆様は埼玉県の街並みの景観を

どう感じますかという内容の質問に対して、いろいろな選択肢を設けてお答えをいただいているという内容であります。

○深堀議長 いかがですか、今の件につきましては。

○柴原委員 今、県政モニターは、インターネットでメンバーを募っていて、それでモニターする、ということを県のほうでやっていますので、それで臨時で実施して、より新しいデータをここに載せるということは可能ですか。

○榎本主査 この県政モニターアンケートは毎年、設問の数が限られていまして、その中にどういう項目を設けてほしいかというのを各課から要望を出すんですね。私どもも、実は要望を出したのですが、取り上げてもらえなかったということがあってですね、緊急に実施することは多分無理としても、新しいデータを得るために定例的なものの中に盛り込んでもらうようお願いしていきたいというふうに思っています。

○深堀議長 この点につきましてはいかがでしょうか。

どうでしょうか、これは情報が古いのではないかというふうなご指摘があるわけですが、先ほど東京都の話もありましたが、やはりこれは県のガイドラインですので、県民の意識ということがやっぱり根拠としてはふさわしい。ただ、古いものであるのも、ないよりはましというふうに考え、載せた上で、ただ現状もこういった意識というのは継続して重要だというふうに認識しているというような、そういう表記を少し工夫するということがでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言はいかがですか。

○菅原委員 少々確認ですけれども、3ページ目の大きい3番の中の輝度、照度、光源の種類、一番最初のチェック項目で手の記号が出ていると思います。ここに、赤色LEDは、というふうに、「赤色」がまだ残っていますが、これは残したほうが良いということでしょうか。この実証実験結果は赤色LEDしかないとなれば、そういう書き方をするしかないのかなと思うんですが、状況を知らない人にとっては、それなら赤色じゃなければいいのか、ととられなくもないなと思って、ちょっと気になりました。

○深堀議長 先ほど、一般的な全般的な色について変更をしたという部分と、まだ現在この3ページ目の上のほうで手の部分の記号のところですね、残っているというご指摘ですが、この使い分けについてはどういうふうに判断されて、このように修正されたのでしょうか。

○榎本主査 この部分につきましては、従前のガイドライン案では四角の部分にも赤色とい

う表現を盛り込んでいましたが、赤色だけではなく、色に関係なく、輝度を抑制する必要があるということを知りやすく表現したほうが良いだろうということで、赤色を四角の部分ではとらせていただきました。この手の部分については、赤色を残していますが、これは実は赤色にしか実証実験結果がなかった、というか逆にこの実証実験においては赤色以外の青色と緑色だったと思いますが、これらは輝度が高くなると好感度が上がるという結果が実は出ていまして、ちょっとそれは載せにくかったものですから、赤色だけを取り上げさせていただきますということです。

ですので、この手の部分が誤解を招くということであれば、削除するというものもあるのかなというふうに、今ご指摘をいただいて考えております。

○深堀議長 いかがですか、削除すべきかどうかということにつきましては。

○菅原委員 難しいですね。この文章を色合いのことがわからない人が初めて読んだときに赤色じゃなければいいのかというふうに思われる可能性もあるかなというふうに思いますが、かといってこれを削除していいかといいますと、難しいところではあるんですけども、これは技術的な問題でしょうか。

○深堀議長 こちらはですね、やはり先ほど指摘があったとおり、客観的に実証実験でやっているということを正當に伝えるとすると、赤色と明記することは妥当だと思われま。やはりそういう、今回のガイドラインには、なぜなのかという根拠を分かりやすく伝えていくということが大きな使命だとすると、残した上で、ただ四角の部分ではもう少し表現で、赤色のみならず、ほかの色も含めて輝度については要注意というようなことをここで指導したいんだという、そういうことを明示してはいかがでしょう。

ですから、残しつつ、表現の上ではやはりほかのものも含めて明るい輝度のものは障害光になるおそれがあるのではという意味合いも込めてですね、そういった表現で直すというのが望ましいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○菅原委員 それでお願いします。

○深堀議長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。

お願いします。

○岩松委員 すみません、些細なことで恐縮ですが、参考のところに屋外広告の昭和50年の条例について抜粋が載っていますけれども、埼玉県の景観計画というものがありますよね。その中には今ご指摘にあったように、建物のデザインに関する良好な景観の形成のための行為

の制限に関する事項が定められています。特に色に関しては、外壁など外観を構成するのは原色に近い色彩や点滅する照明は避けること、多色使い、またアクセント色の使用に際しては使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること、といった記述があります。これは確か、平成24年に改定になっているように記憶していますが、こういうものを世の中に示すというか、どこかに1行でもいいから入っているといいのではないかなと思いました。

○深堀議長 いかがでしょうか。

○榎本主査 申しわけありません。本来なら、最初から掲載しておくべき内容だったと思いますので、この6ページの参考の四角い枠の中に景観計画ということで入れさせていただくということでよろしいでしょうか。

○深堀議長 景観計画というところで、具体的にはどの部分をどの程度入れることになるでしょうか。

○岩松委員 ガイドラインを見た方で景観計画を知らない、あるいは平成24年に改定になったの知らない方もいらっしゃるかもしれないので、どこかに入れておくべきだと思います。

○深堀議長 実際、載せるとなりますと、どの範囲をどういう趣旨で載せるかということが、今回の色彩についてのアドバイスは建築物という、対象範囲はどの範囲になっていますでしょうか、ちょっと私今手元に資料がなくてわからないのですが。

○岩松委員 こちらのほうが少なくとも、この下に書いてあるものよりも多少、環境的なことに配慮されているので、参考にはなるという程度のことで、入れないと困るという話ではありませんが。

○柴田委員 せっかくあるので。

○深堀議長 そうですね。

○柴田委員 このスペースにちょうどいいぐらいのところがあると……

○深堀議長 より最新の色彩の扱いということについて、県には景観計画の考え方があるので、参考までに直接屋外広告物、光を持った屋外広告物ということではなくて、そういう景観形成の上で色の使い方という考え方を参考までに載せてはいかがかというお話だと思います。

○榎本主査 一応、景観計画の色彩ルールそのものは屋外広告物条例の対象物には適用されない、ということになっていますので、本来は、直接はかかわらないということになると思いますけれども、ただ景観計画の中では建築物及び工作物について壁面の色であるとか、点滅する照明を避けることということに記載していますので、当然屋外広告物についても同じ景

観形成の一つのパーツになりますから、この景観計画の中で建築物及び工作物のデザインに関する記述の一部を抜粋する形で掲載をするということも、必要なのかなというふうに思われます。

○深堀議長 では、それは今ちょっと具体的な文章を明示することが難しいかと思しますので、これも後ほど修正案を部会の関係者に送っていただいて、大丈夫かどうか確認をさせていただくということではいかがでしょうか。

ほかに、ガイドラインについてご指摘ございますか。

ないようであれば、1点、私のほうからですね、専門部会で先ほどご報告を申し上げましたけれども、柴田委員からは実際に照明器具の扱いについて良好な事例があるという、そういう非常にありがたい情報提供がございました。専門部会の中では、場合によっては事例集的部分をガイドラインと同時に出してはいかがかという意見もあったわけです。この部分は、もう少し情報を集積して、今後検討していくということだと思いますけれども、ぜひその点を少し継続してお考えいただければというふうに思っておりますが、柴田委員いかがですか、そのあたりは。

○柴田委員 ありがとうございます。

前回の専門部会でも、何点かお話をさせていただいたように、LED、どんどんどんどん進歩していきまして、より明るいほうへ、より目立つほうへというのが商業ベースでの考え方があります。

私どもで、こういうガイドラインを設置することで、明るいほうへだけではない進化、目に優しいとか、光害にはならないけれども視認性が高くなるとかですね、技術の進歩を促すような非常に志の高いガイドラインになったらいいなということで、それが業界の発展にもつながっていくだろうというふうに考えますというお話をいたしました。

そのような事例集につきまして、私は実際の工事とか設計などを行っている職業なものですから、このような形にすれば目立つけれども、まぶしくないよとか、そういうものを実際に施工したりしております。また、それに関して、この4ページの中の1や2のところでも、光源にですね、カバーに着色しないとか、露出を避ける、点滅を避けるなど、いろいろな配慮をすれば、決して難しい基準値ではないのではないかと、そういう業界の努力を促すというためにも、この数値を残すと、そのためにこういう事例がありますよというのを広く看板業界のほうから集めてきて、こちらでまた発表とか報告をさせていただければなと思っております。

○深堀議長 どうもありがとうございます。

こういう情報を提供すること、ガイドラインというスタイルをとりますので、先ほど事務局のほうから、これからの現状、光源の配置の状況によっては具体的な申請許可基準まで格上げということも考えるという話ですが、現段階ではガイドラインを通じて基本原則を示して、そしてなぜだめなのか、どういう光がだめなのかということ伝えていく、理解していただくということですので、じゃどうすればいいのかという部分についても、当然情報提供していかないと実効性がないということになりますので、どうすればいいのかという部分について情報を収集して情報発信していくということが重要であろうと。

ついでに申し上げますと、専門部会の中では分かっている範囲で構わないから、信号灯の輝度の値も提供することによって、実際それを超える2,000とか3,000というのは非常に問題だな、ということが分かりやすい。単に、光害対策ガイドラインの数値目標があるだけでは、もう少し現状の光の状態、信号灯はこれくらい明るんだよと、それを超えてはいけないんですよということを伝えるためには、データを公開していくということが重要だというふうに思うわけですね。

先ほど、これからももう少し客観的なデータの収集が必要だというお話がありましたので、これも追加で情報提供をするという形で、ガイドラインはなぜだめなのか、どうすべきなのか、現状の光の輝度を実際に測るって難しいですよ、輝度計を持ってきて、どういう条件で、どういう距離で、どういう角度ではかるかによって大分変わってしまうという難しさがあるので、そういう基準を守るために何ができるのかということをしつても多く情報提供しないと実効性がないのかなと思いますので、そのあたりは継続して、委員の皆様のご意見もいただきながら、拡充していただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにはいかがですか。

そうしましたら、よろしいでしょうか。最後に、この本ガイドラインの扱いについて、どう取り扱うか、今後のスケジュールについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

○榎本主査 今、議長からご指摘いただきました今後の課題を踏まえながら、県では来年度、輝度計を購入する予算がつきそうな状況にありますので、輝度計を購入して実測値のデータを集積しつつ、柴田委員にもご協力をいただきながら、こういった工夫がありますよという実例を提供していくということをしていきたいというふうに思っています。

このガイドラインそのものにつきましては、今回ご指摘をいただいた点について修正を加

えて委員長にご了解をいただいた上で、部会委員の皆様にもご了解をいただき、本年度中に屋外広告物の登録事業者の方、それから市町村に通知を出したいというふうに考えております。

今年度中に通知を出して、内容についての説明が必要になるかと思っておりますので、事業者に対する説明あるいは市町村に対する説明会は4月以降、新年度に入ってからさせていただきたいというふうに考えております。

○深堀議長 ちょっと修正の扱いについて確認が1点漏れてしまいましたすみませんでした。

今、ご発言ありましたけれども、修正に関しては年度内に完成させてというお話がありましたけれども、そのためにはまた先ほどの公共施設のほうと同じで、修正の内容をまた審議会で確認するという手続とりますと、来年夏になってしまいますので、よろしければ事務局と私のほう、それから部会のメンバーの皆さんにも確認いただくという形で、修正案をチェックするということでお認めいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○深堀議長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと順番が狂ってしまって大変申しわけありませんが、以上で一応用意した議題は全て終了ということになりました。どうもご協力ありがとうございました。

○(司会) 沖本副課長 その他といたしまして、事務局から報告事項がございますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○青木主査 それでは、事務局からの報告ですが、資料3の旧平沼寛一郎邸脇の電柱について報告をいたします。

前回の第42回景観審議会の議題の一つに、飯能市上名栗の旧平沼寛一郎邸の景観重要建造物の指定というものがございました。審議会からは、景観重要建造物に指定することが適当であるという旨の答申をいただきましたが、その審議の過程で、すぐそばにある電柱の支線カバー、この黄色が、違和感があるというご意見がありました。

こちらの電柱を調べましたところ、電柱及び支線の所有者がNHKさいたま放送局でした。そちらに景観上の配慮をお願いできないかということで、ご相談しましたところ、新しい黄色の支線カバーを用意しまして、それにダークブラウンの塗装をし、それに交換したというような対応をさせていただいたところです。写真をご覧くださいと分かるかと思っております。審議会の場で話題になったのは、①のほうの電柱の支線カバーですが、すぐ反対側に②の電柱もありますので、両方対応をお願いしましたところ、茶色のものに交換をいただきました。

以上でございます。

- 榎本主査 すみません、その他の2番目ということで、本日資料とは別にポケットティッシュを配付させていただきました。これは屋外広告物適正化の取り組みの一環ということで、一般の県民の方に、あるいは広告主の方に対して屋外広告物にはルールがあって、それに従った掲出をお願いします、それから、住民の方に住民監視を促すということで、違反広告物をなくしていこうという取り組みの一環で作成いたしました。今年3月、来月ですけれども、熊谷の駅前でキャンペーン的な配布を行う予定で、今後も各地区で継続して配布をやりたいというふうに考えておりますので、参考ということでお配りをさせていただきました。
- （司会）沖本副課長 ご報告申し上げる事項は、以上の2点でございます。

本日は、深堀会長を初め、委員の皆様方には貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。いただきましたものは内部で十分吟味させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、第43回景観審議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回、第44回につきましては夏ごろを予定しております。日程等、詳細につきましては、またご連絡を差し上げますので、よろしく願いしたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

午後 3時53分 閉会